

【お 知 ら せ】
高等学校等就学支援金制度の概要及び申請書類の提出について

高等学校等就学支援金とは、国による授業料の支援制度です。

貸与型の奨学金とは異なり、返還は不要ですが、受給資格の認定（確認）申請が毎年度必要となります。

受給資格を認定された方は、学校において授業料に充てるため、**実質的に授業料の負担はありません。**

高等学校等就学支援金は、原則オンライン（e-Shien システム）による申請をお願いしていますが、日本国籍以外の方は今年度紙申請のみとなりますので、お手数ですが本校事務室へ申請用紙をお申し出ください。

なお、申請が遅れたり、申請しなかった場合は、授業料を納入していただくこととなりますので十分ご注意ください。

1 高等学校等就学支援金制度（概要）

1 受給資格要件

日本国内に住所を有する者（生徒本人）で、次の①～⑦のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※上記の条件に当てはまらない場合においても経過措置や新修学支援制度（該当者の方には後日お知らせ）により授業料支援が受けられる場合がありますので、本校事務室へお問い合わせください。

※令和8年度より就学支援金における保護者等の所得確認は廃止となりました。（上記要件に当てはまらないため、経過措置や新修学支援による認定申請を行う場合を除く）

2 受給期間

就学支援金の受給期間は最大で36月（定時制は48月）になります。単位制の学校は卒業に必要な単位である74単位まで（年間最大30単位まで）となります。

なお、受給期間等を超えた場合の授業料は自己負担となります。

2 申請方法

- 1 受給資格要件①：日本国籍を有する方 ※原則オンライン申請をお願いします。
パソコン、スマートフォン等の端末を用いて、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（以下、e-Shien と記載します。）にログインし、必要事項を入力して申請してください。申請は以下のとおり 2 パターンありますので、該当の申請をお願いします。

（1）新入生及び在校生のうち令和 7 年度末に就学支援金を受給していない方
（臨時支援金受給者を含む）

利用マニュアル_新規申請編を参考に、意向登録及び認定申請を行う。

（2）在校生のうち令和 7 年度末に就学支援金を受給していた方

利用マニュアル_変更手続編を参考に、在校生受給資格確認申請を行う。

e-Shien の URL や各種申請のマニュアルは学校HPに掲載しています。（事務課より→就学支援金について）

なお、ログインに必要な ID・パスワードは、本案内文書と一緒に配付します。

- 2 受給資格要件②～⑦に該当する方・①で端末が無い等紙申請を希望する方
⇒本校事務室へ申請用紙をお申し出ください。

3 提出書類、提出期限

- 1 オンライン申請する場合
端末を用いて、**4 月 30 日（木）までにオンライン申請を行ってください。**
- 2 紙申請する場合
次の書類を 4 月 30 日（木）までに提出してください。
（提出用封筒に封入してください。）
 - ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（全員）
 - ・住民票の写し（原本）、特別永住者証明書の写し（コピー）等（日本国籍以外の方）
 - ・小中学校の卒業証書（写し）等（日本国籍以外の方で家族滞在による方）

※申請しない場合、**授業料の納付が必要となりますのでご注意ください。**

（昨年度末まで就学支援金の認定を受けている方も今回確認申請が必要です）。

※注意！

- 期限までに書類の提出がない場合は、就学支援金が支給できないことがあります。（やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、学校にご相談ください。）
- 申請しない場合又は上記支給要件を満たさない場合、授業料月額 **9,900 円（定時制は 1 単位 1,740 円）** を学校に納入していただきます。
- 申請後に国籍等支給要件の変更があった場合には、審査結果に影響を及ぼす可能性がありますので、速やかに学校へご連絡ください。

- 生徒氏名・住所・生年月日等に入力誤りがあった場合は、正しく審査できません。正確な入力をお願いします。

4 留意事項

- ・不正に受給した場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあります。
- ・類似の高校生等新修学支援（就学支援金が対象とならない外国籍生徒等生徒向け）については、国からの制度詳細確認中のため、国からの詳細が判明したのちにお知らせします（対象者向け）。

5 授業料を負担いただく場合（就学支援金等が支給されない生徒）

下記のとおり授業料を納入していただきます。

納入区分	納入期限 (口座振替日)	納入額		備 考
		全日制	定時制	
4月～6月分	7月15日 (7月7日)	29,700円	8,100円	単位制の授業料及び受講料の場合は、履修科目の受講の承認を受けた後速やかに全額を納入いただきます。 定時制：1単位 1,740円 通信制：1単位 336円
7月～9月分	10月15日 (10月7日)	29,700円	8,100円	
10月～12月分	1月15日 (1月7日)	29,700円	8,100円	
1月～3月分 ※1	2月15日 (2月8日)	29,700円	8,100円	
1月～3月分 ※2	3月15日 (3月8日)	29,700円	8,100円	

※1 全日制課程の3年生・定時制課程の4年生については、1月～3月分を2月に納入していただきます。

※2 全日制課程の1、2年生及び定時制課程の1～3年生については、1月～3月分を3月に納入していただきます。

6 問合せ先

〒792-0024 新居浜市宮西町4番46号

愛媛県立新居浜西高等学校 事務室 渡部

TEL 0897-37-2735

新居浜西高等学校ホームページ <https://niihamanishi-h.esnet.ed.jp/>